

「権利濫用」「公の秩序又は善良の風俗」の意義

(出典：有斐閣『法律用語辞典第3版』)

「権利濫用」

形式上、権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為。その権利者個人の利益と義務者又は社会全体に及ぼす害悪などを比較衡量して、権利濫用となるか否かが判断される。権利濫用は、一般には権利行使の効果がなく、権利者の要求に従わなくても責任は生じない。権利者が逆に不法行為責任を負うこともある(民一③)。

「権利濫用の禁止」

権利の行使であっても、それが濫用にあたる場合には違法となる、とする原則。民法には当初この旨の明文の規定はなかったが、昭和二二年の改正で、権利の濫用は許さないとの規定が置かれた(民一③)。

「濫用」

形式的、外形的には権利権限等の行使とみられるが、実質的には、社会的に制約されたある限界を超え、又はその本来の使命を逸脱しているため、その正当な行使といえないこと。例、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は…濫用してはならない」(憲一二)、「権利の濫用は、これを許さない」(民一③)。これらは、権利は、一応権利者の利益のために認められているのではあるが、権利者だけのためにある絶対的なものではなく、当然に社会的な制約を受けた相対的なものであるとの考え方を示す。

「公の秩序、善良の風俗」

公の秩序は、国家、社会の秩序ないし一般的利益を指し、善良の風俗は、社会の一般的道徳観念を指す。両者を区別する実益は乏しく、全体として社会的妥当性を意味するものとして用いられる。全法律体系を支配する理念を表したもの。略して公序良俗という。民法九〇条は、これに反する法律行為を無効とする旨を規定している。